

議事の運営等について(案)

1. 検討会の傍聴

○本検討会に関する審議において、原則として当日の検討会の議事は非公開とする。

○ただし、個別の情報に言及される可能性が低いとあらかじめ見込まれる等の場合には、事務局が座長と相談して、対応を決定する。

2. 議事録及び配布資料

○本検討会の議事録は、発言者の確認を得た上で、発言者を明示の上、検討会の終了後速やかに公表する。

○配付資料の取扱いについては原則として公表する。ただし、資料の内容を踏まえ非公開が適当と考えられる配布資料については、事務局が座長(配布資料が事務局以外の者から提出されたものである場合には座長及び資料提出者)と相談して、対応を決定する。